

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

公有水面の埋立に関する埋立区域の縮小等の許可申請(漁港課)

一般国道の区域の変更(道路課)

県道の区域の変更(〃)

県道の供用の開始(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

海岸保全区域の指定の一部改正(河川課)

◇公 告 林業改良指導員資格試験の実施(林務課)

◇調達公告 公募型指名競争入札の実施(農政課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関

を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のぞみ調剤薬局	鳥取市行徳二丁目三三〇一	平成十年六月一日

### 鳥取県告示第四百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	平成十年六月一日
松本歯科医院	西伯郡中山町塩津三三三	〃
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目一〇八一	平成十年六月十五日
あだち歯科医院	東伯郡東郷町中興寺三五八一	〃
小川歯科医院	東伯郡関金町関金宿二四六一	〃
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	平成十年六月三十日
田中薬局	東伯郡東郷町旭四〇五一	平成十年六月十五日

鳥取県告示第四百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医（及び）（保険薬剤師）の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により次のとおり告示する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本 志津枝	鳥医五七五一	平成十年六月十八日
山本 修	鳥医五七五二	〃
大井 健太郎	鳥医五七五三	〃
本城 総一郎	鳥医五七五四	〃
前田 佳彦	鳥医五七五五	〃
植木 賢	鳥医五七五六	〃
京極 敬典	鳥医五七五七	〃
西川 盛子	鳥薬一〇八一	平成十年六月十日
井上 須賀子	鳥薬一〇八二	平成十年六月五日
谷 英明	鳥薬一〇八三	平成十年六月十六日
前嶋 未央	鳥薬一〇八四	〃

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成十年六月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十八号

公有水面の埋立に関し、埋立区域の縮小等の許可の申請があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び米子市役所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

米子市

米子市長 森田隆朝

米子市加茂町一丁目一

二 埋立の免許の年月日及び番号

平成七月十月十六日 鳥取県指令漁港第六十四号

三 埋立区域

(一) 位置

米子市西三柳字平八道東三〇二八一三、三〇二八一四、三〇二八一八及び三〇

二八一九に接する国有地の地先公有水面  
(二) 区域

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒)から三一七度二〇分〇八秒、四二・八六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一九七度三〇分〇七秒、三・五〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一九七度三〇分〇七秒、一・九〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八七度三〇分〇七秒、八・四〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七度三〇分〇七秒、四・九〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二八七度三〇分〇七秒、九七・四〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一七度三〇分〇七秒、七・五〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二八七度三〇分〇七秒、一・〇〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一七度三〇分〇七秒、三・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一・二二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一九七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一〇七・〇八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点

(三) 面積  
八三七・一三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域  
(一) 位置

- (一) 位置  
米子市両三柳字平八道東三〇二八一三、三〇二八一四、三〇二八一八及び三〇二八一九に接する国有地並びにその地先公有水面並びに同市西福原字砂濱一六九一一四、一六九一一三及びこれに接する国有地並びにその地先公有水面
- (二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒)から二一度一三分四八秒、九七・一九メートルの地点
- イの地点 アの地点から一九七度三〇分〇七秒、一〇五・〇〇メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二八七度三〇分〇七秒、一五七・〇〇メートルの地点
- エの地点 ウの地点から一七度三〇分〇七秒、七五・〇〇メートルの地点
- オの地点 エの地点から四五度三〇分〇七秒、七二・〇〇メートルの地点
- カの地点 オの地点から一三五度三〇分〇七秒、七一・五一メートルの地点

(三) 面積

一七、六〇四・七四平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 申請年月日

平成十年六月四日

鳥取県告示第四百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年六月三十日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		変更前後別		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
一七九号	東伯郡三朝町大字今泉字石田五九二 一―地先から倉吉市田谷字東天地二 二七―四地先まで	変更前	六・八	一八・五	一、四九・〇	一、四二・〇	
		変更後	三・五	四七・五	三八七・〇	一、四二・〇	
		変更前	八・五	五四・〇	一、四二・〇	一、四二・〇	
		変更後	一八・〇	五〇・〇	一、四二・〇	一、四二・〇	
三三三号	倉吉市和東町字中島一四五地先か ら同市和東町字奥岩井谷五〇三三 地先まで	変更前	六・七	四〇・〇	一、〇一〇・〇	一、〇一〇・〇	
		変更後	七・〇	六一・〇	九九八・〇	一、〇一〇・〇	
		変更前	一八・〇	七〇・〇	七八一・〇	一、〇一〇・〇	
		変更後	六・七	二三・五	一四三・〇	一、〇一〇・〇	

鳥取県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年六月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字鹿野字森重一一八 三一―地先から同大字字下村屋敷廻 リ一二〇八―四地先まで	変更前	一三・八	一四・〇	五五・〇	五五・〇	
		変更後	一三・八	二七・五	五五・〇	五五・〇	
名和岸本線	西伯郡大山町今在家字西林七二九地 先から同字七〇九―一地先まで	変更前	七・五	八・〇	一八四・〇	一八四・〇	
		変更後	八・〇	九八・〇	一八四・〇	一八四・〇	
東伯関金線	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子八 地先から同字一一地先まで	変更前	六・〇	二〇・〇	八一・〇	八一・〇	
		変更後	一五・〇	二五・〇	七九・〇	七九・〇	
樗谿神社線	鳥取市上町四五―一地先から同市中 町四〇―一地先まで	変更前	五・五	一一・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
		変更後	八・五	二四・〇	九七・〇	九七・〇	

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉江府溝 口線	変更前	東伯郡関金町大字大鳥居字下河原七 九一―地先から同大字字垣内二四五 ―地先まで	七・〇 一八・〇	四四九・〇
	変更後	東伯郡関金町大字大鳥居字下河原七 九一―地先から同大字字垣内二四五 ―地先まで	七・〇 一八・〇	四四九・〇
矢口鹿野線	変更前	気高郡鹿野町大字鹿野字出合一二二 八一―地先から同大字字鍛冶町尻一 四六九―地先まで	五・〇 一二・五	三七一・〇
	変更後	気高郡鹿野町大字鹿野字出合一二三 三一―地先から同大字字下村屋敷廻 リ一一八六一―〇地先まで	一五・五 三四・五	三四二・五

**鳥取県告示第四百七十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年六月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一  
丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉 吉線	気高郡鹿野町大字鹿野字森重一一八三一―地先 から同大字字下村屋敷廻リ一二〇八一―四地先ま で	平成十年六月三十日
樗谿神社線	鳥取市上町四五―地先から同市中町四〇―一 地先まで	〃
矢口鹿野線	気高郡鹿野町大字鹿野字出合一二二八一―地先 から同大字字鍛冶町尻一四六九―地先まで	〃
	気高郡鹿野町大字鹿野字出合一二三三一―地先 から同字一一三四―地先まで	〃

**鳥取県告示第四百七十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）  
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月十日 鳥取県指令都計三一―二第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市下新印字樋ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原六丁目六一―二七

有限会社ファミリィオート

取締役社長 松下 俊則

鳥取県告示第四百七十三号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸若美海岸浦富地区海岸の項の次に次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸 福部海岸岩戸地 区海岸	次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点九と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林並びに若美郡福部村大字細川字高浜七二六一六〇八並びに大字海土字高浜八八九一六三四、八八九一七五四及び八八九一七五五を除いた区域
基点一	若美郡福部村大字細川字高浜七二六一六〇八の標注一
基点二	〃 大字海土字高浜八八九一六三四の標注二
基点三	〃 八八九一七五五の標注三
基点四	〃 八八九一七五五の標注四
基点五	〃 八八九一七五五の標注五
基点六	〃 八八九一七五五の標注六
基点七	基点六から三三八度五分〇秒三六四・七〇メートルの点
基点八	基点三から三三八度五分〇秒三三五・〇〇メートルの点
基点九	基点一から三三〇度四分三五秒三〇六・八八メートルの点

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成10年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成10年6月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 試験の日時  
平成10年9月10日（木）午前9時から

- 試験の場所  
鳥取市尚徳町101-5

- 鳥取県立県民文化会館第4会議室及び第5会議室

- 試験の方法

- 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識についての項目により行う。

必須項目	選択項目
林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

- 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

- 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期

<p>大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成11年9月9日までに卒業する見込みの者</p> <p>(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成10年9月10日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの</p> <p>ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育</p> <p>イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導</p> <p>(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成10年9月10日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成10年7月1日（水）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。なお、郵送による場合は、平成10年7月24日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。）</p>	<p>7 受験願書の添付書類</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(3) 4の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書</p> <p>(4) 4の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書</p> <p>(5) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、既納の手数料は、環付しない。</p> <p>9 合格者の発表等 試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。</p> <p>(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。 その交付を郵送により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。</p> <p>(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話 0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。</p>
---	---

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年6月30日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 ふるさと林道安蔵線 (安蔵工区) 開設工事
- (2) 工事場所 鳥取市河内
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、幅員7.0mの林道の新設に係る土工事である。

イ 工事箇所の周辺は保安林であり、土砂を散逸させないように注意して施工する必要がある。

ウ 工事箇所は地形が急峻であり、施工方法等について十分な打合せを行い施工計画書を作成する必要がある。

(4) 工事の詳細

幅 員	7.0m
土工事延長	622m
切 土	80,100m <sup>3</sup>
盛 土	13,300m <sup>3</sup>
補強土壁	1,400m <sup>2</sup>
路盤工	1,800m <sup>2</sup>
排水施設	230m
残土処分	62,500m <sup>3</sup>

(5) 工期 平成10年8月から平成11年3月25日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることできない。

(2) 共同企業体の構成員の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (土木一式工事) の許可を受けていること。

ウ 県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成10年6月30日 (火) から同年8月7日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における土木一式工事の総合評価が930点以上であること。



<p>イ 昭和63年 4月 1日以降に工事が完成し引渡し完了している林道開設工事、農道工事、県道改良工事等で幅員4.0m以上かつ切土量10,000m<sup>3</sup>以上のもの及び補強土壁の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(ア) 昭和63年 4月 1日以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年 6月30日（火）から同年 7月15日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎 4階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p>	<p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話 0857-26-7331）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されずとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	---